

## 『今昔物語集』の宣命書きによる膠着的構造に対する表現制約

田 島 優

### はじめに

『今昔物語集』などに見られる宣命書きという書記システムは、日本語の語順にしたがって、概念部分は漢字を用いて大書きにし、概念部分の活用語尾や助動詞・助詞などの文法的要素については万葉仮名あるいは片仮名を用いて小書きにするものである。このスタイルは『続日本紀』所収の宣命の流れを汲むものであり、『今昔物語集』（十二世紀初頭成立）と同時代の『打聞集』（十二世紀前期成立）や、『三宝絵』の漢字片仮名本の上巻（一二七三年書写）にも見ることが出来る。

この書記システムは、日本語の述語構造が概念部分に文法的要素が膠着して成立していることを明確に示している。そして伝えたい概念部分が大きく書かれていることから、視覚的にも理解しやすく、情報伝達において優れたシステムといえよう。ただし、宣命書きがその成立過程において漢文訓読の影響を受けていることにより、日本語の語順で記されているながらも、文法的要素である助動詞や助詞の一部の漢字が用いられている。その漢字の中には漢文訓読における返読文字（平）の役割を持つものがある。したがって、それらは日本語の語順に対して倒置に記されており、そのために宣命書きにおいても漢文訓読にならって返読が行われている。

『今昔物語集』は先行の仏教説話集や世俗説話集などを参考にして、それを宣命書きのスタイルに書き改めている。その際に、『今昔物語集』が返読文字を用いようとしたことによって、様々な面において制約が生じている可能性が考

えられる。例えば返読文字を使用することによって、もともとの表現を変更していることも考えられる。すなわち、書記システムを優先させることによって表現の変更が行われている可能性がある。またその一方で、表現を優先させることによって返読文字を使用しないという、返読文字使用という書記システムの原則の一貫性が損なわれている場合も多く見られる。

本稿は、書記システムとしての宣命書きの限界について考察しようとするものである。宣命書きにおける返読文字の使用は、日本語の膠着的構造に対して、どのような点において支障が生じているのか。言い換えれば、返読文字を使用することによって、宣命書きでは日本語の膠着的構造のどのような点が書き表せないのかについて、『今昔物語集』を資料として明らかにしていきたい。

## 第一節 『今昔物語集』における返読文字の問題点

### 一、一 『今昔物語集』に使用されている返読文字

『今昔物語集』には「于」「无」「如」「難」「不」「可」「令」「被」といった返読文字の使用が見られる。この作品における返読については、山田孝雄他校注による『今昔物語集(一〜五)』(日本古典文学大系 岩波書店 一九五九〜六三年 以下「大系本」と略する)の解説や補注において扱われている。そこには、漢字と仮名の比率や、送り仮名の状況などについての詳細な調査結果が示されている。要約すると、次のようなことが指摘されている。

返読文字を用いず仮名で書かれている比率が特に巻一から巻五において多いことから、編集の初期の段階における混沌ならびに暗中模索の状況を示している。

確かにこれらの巻を通観すると、他の巻とは異なり返読文字で書かれるべき語が仮名で表記されている場合が非常に多い。このような状況を見ると、大系本が指摘するように編集方針が定まっていなかったと思われる。しかし、巻六以降にも仮名で書かれている箇所が多くあり、それらの中には巻一〜五と共通するような例もある。実はそれらは返読文

字を用いて書き記すことができない表現なのである。そして、それらの箇所が返読文字使用という宣命書きのシステムを乱しているように見え、返読文字の仮名書きの比率を高くしている原因の一因にもなっているのである。

『今昔物語集』で使用されている返読文字は漢文のものを利用してゐる。しかし返読の際の送り仮名の付し方が、漢文訓読の場合と宣命書きの場合とは異なっている。このことは『続日本紀』所収の宣命の段階から既に見られる。例えば「無限」「如此」「難有」の場合でいえば、漢文訓読では「无<sub>レ</sub>限<sub>シ</sub>」「如<sub>シ</sub>此<sub>コト</sub>」「難<sub>レ</sub>有<sub>シ</sub>」のように一字一字の漢字の後に送り仮名が付される。それに対して、宣命書きでは「无限<sub>シ</sub>」「如此<sub>シ</sub>」「難有<sub>シ</sub>」となっており、送り仮名とそれが付されるべき字とは離れている。すなわち、宣命書きでは「无限<sub>シ</sub>」「如此<sub>シ</sub>」「難有<sub>シ</sub>」のように、返読文字と返読文字が承けている語とが一まとまりになっており、そのまとまりの後に送り仮名が施されているのである。このような漢文訓読と宣命書きとの送り仮名の付し方の相違については、夙に中田祝夫（一九六九）が指摘しているところである。また宣命書きがこのような送り仮名の付し方を採用した理由については小谷博泰（一九八〇）が次のように述べている。

返り点がまだ発明されていないために、訓点式に送り仮名を、付属させるべき詞に直付けると（置<sub>三</sub>表」とする  
と）上下が分離してしまい、読めなくなるためである。（62頁）

『今昔物語集』の時代には既に返り点は成立していたが、返り点を施すことは漢文を訓読する（読む）際に必要となるものであり、文章を書き記していく際には行われぬ。『今昔物語集』はあくまでも以前の宣命書きのスタイルを踏襲しているのである。ただし、流布本しか残存していない巻四、十一、二十三、二十四、二十六、二十八、三十、三十一は宣命書きにはなっていない。<sup>庄</sup>それらの巻々では送り仮名が自立語と同じ大きさである漢字片仮名交じり文のスタイルをとっているが、その場合でも返読文字は使用されている。すなわち、漢字片仮名交じり文が宣命書きから発展したことを窺わせる。ただし、漢字片仮名交じり文にならなっていることよって、宣命書きの箇所とは異なる様相を示しているのかについては返読文字の問題点を考察しながら考えていきたい。

このような返読文字による一まとまりに対する送り仮名の付し方が、宣命書きにおいてある表現に対し制約を生じさ

せている原因となつていよう。その制約に対しては次のような対処方法が考えられる。

- 一 その表現をそのまま用いたために、返読文字を使用せずに仮名で書く。
- 二 その表現をそのまま用いたために、返読文字の位置を工夫する。
- 三 その表現をあきらめて、返読文字を使用できる表現形式に改める。

一については返読文字を用いずに仮名で書かれた多くの例によつて確認できる。ただし仮名で記されている形式のものがすべてこの一によるものではない。書記は恣意的な要因が入りやすいし、返読文字の使用を忘れてしまった場合などもあろう。二は返読文字の位置の揺れなどによつて確認できる。ただし、その揺れは日本語の述語構造を反映している場合も多く、書き表せない表現のための工夫とはいえないかもしれない。三については、状況からそのように判断されるだけで、なかなかその証拠は挙げづらい。出典の明確なものと対照させることによつて、返読文字使用による表現の変更を明らかにすることができるかもしれない。これは今後の課題である。

返読文字のすべてのものがある表現に対して制約を生じさせているわけではない。「于」は「于今」、「无」は「(事)无限」、「如」は「如此」での使用がほとんどである。また「難」も「難有」「難忘」のように動詞の連用形を承けている。このように「于」「无」「如」「難」については使用される状況が限定されており、特に制約は生じていないようである。問題となるのは「不」「可」「令」「被」の場合である。これらについて扱っていく。

## 一・二二 問題の所在

『今昔物語集』では、「不」は打消の助動詞<sup>(注3)</sup>ズ、打消推量の助動詞ジ・マジ、打消の接続助詞テ、終助詞ソといった打消の意味を表す様々な語に対応している。

- ・ 然レバ案内不知<sup>ザラム</sup>所ニハ努々不立寄<sup>マジキ</sup>也。
  - ・ 更ニ此ハ不離<sup>ジト</sup>占<sup>レ</sup>申ケレバ
  - ・ 此ル便<sup>リ</sup>ニ何<sup>テ</sup>カ<sup>カ</sup>不<sup>カ</sup>参<sup>デ</sup>有<sup>ラ</sup>ムト
- (卷二十七 七話)  
(卷二十七 六話)  
(卷十九 四話)

・此クナ不泣給ヒソ。

「可」は推量の助動詞ベシ、「令」は使役の助動詞シム、「被」は受身の助動詞ル・ラルにそれぞれ対応している。

・但シ人ノ為ニ害ヲ可成キ者ニハ非ズト

(卷二十七 六話)

・而ルヲ、我ガ景ニ下ニ令住メテ、利益スル也ト。

(卷十七 十二話)

・其レニ此ク行ケルニ、盗人ニ紙一枚被取ル事无カリケリ。

(卷二十九 三十六話)

これらの返読文字は、「不」に対応する助動詞のデ・ソを除いていずれも助動詞に対応している。助動詞は相互に承接する順序が明確に定まっている。古典語の助動詞の承接表として、ここでは大野晋(一九七七)の表を参考にする。

第一類	(す四段) す下二段 さす しむ る らる (ゆ) (らゆ)	第二類	たまふ四段 たてまつる きこゆ まうす (たまふ下二段) はべり さぶらふ	第三類	つぬり たり ざり べかり まじかり めり 甲 乙	第四類	じず まじ (ましじ) む けらむ まし な けきなり り	別類	なり たり ごとし まほし たし
使役・自発・可能・受身・尊敬	活用形完備	尊敬・謙讓・丁寧	活用形完備	完了・持続・確認 など	活用形不備	否定・推量・回想	指定・比況・希求		

「可」に対応するベシと「不」に対応するズ・ジ・マジは大野の分類でいえば第四類に、一方「令」に対応するシムと「被」のル・ラルは第一類に位置づけられている。「可」「不」と「令」・「被」とでは類が異なっていることから表現に対する両者の制約の問題も異にしていると考えられる。

まず第四類のベシに対応する「可」とズ・ジ・マジに対応する「不」から先に説明していく。第四類の助動詞ということは、これらの助動詞に第一類・第二類・第三類の助動詞の上接が可能であることを意味している。ただし宣命書きの場合、先に述べたように返読文字の送り仮名は一まとまりの後に付される関係で、返読文字「可」・「不」の直後に記される動詞並びにそれに下接している第一・第二・第三類の助動詞は漢字で書かれている必要がある。

第一類のル・ラルとシムはそれぞれ「被」「令」の漢字と対応しているが、同じ第一類といつてもス・サスには対応する漢字がない。そのために、ス・サスにベシやズ・ジ・マジが下接する場合には返読文字「可」「不」の使用は困難であると思われる。

第二類のいわゆる敬語の補助動詞は、「給」「奉」「聞」「申」「侍」「候」といった漢字と対応しているので、問題はない。したがって、ス・サスを除いた第一類と第二類とが承接したものに、さらにベシあるいはズ・ジ・マジが承接しても、返読文字の使用は書記上可能であると考えられる。

しかし第三類の完了の助動詞は漢字と対応していない。そのために、宣命書きでは第三類の助動詞を用いると途中で仮名が出現してしまい、「可」「不」の使用は困難なように思われる。

返読文字使用が困難と思われる承接について、さらに詳しく述べていく。第一類である助動詞ス・サスについては、これらは和文調の文章で使用されており、漢文で多用される「令」とは異なり対応する漢字がない。和文調の文章をもとに宣命書きに書き改めていく際に、使用されているス・サスをそのまま用いようとすると、返読文字の「可」や「不」の使用は不可能であるように考えられる。その場合に、あくまでも返読文字「可」「不」を用いようとすると、ス・サスをあきらめ、その代わりにシムを用いることによって「可令」「不令」とするか、あるいはス・サスと「可」「不」とが共起できるような書記上の工夫が必要になってくる。

同じく第二類の「被」のル・ラルについては、このス・サスとの承接順序が問題となってくる。『源氏物語』や『狭衣物語』に見られる、<sup>(注4)</sup>

・若宮の御まみのうつくしさなどの、春宮にいみじう似たてまつりたまへるを見たてまつりたまひても、まづ恋しう思ひ出でられさせたまふに  
(『源氏物語』 葵)

・わが過ちのいとほしさも、例の罪さり所なく、涙さへ落ちて、人にも咎められさせたまひぬべき紛らはしに  
(『狭衣物語』 卷四)

などのような(ラ)レサス(「る」・「らる」) + 「さす」 という承接順序の際には返読文字「被」の使用は可能であろうが、『今昔物語集』の頃に出現し後に多用される(サ)セラル(「す」・「さす」) + 「らる」 という承接に対しては返読文字「被」の使用はできないように思われる。

このように『今昔物語集』が宣命書きという書記スタイルを採用し返読文字を使用したことよって、助動詞が複数承接した表現に対して書記上様々な問題が生じているようである。

## 第二節 「可」による表現の制約

### 二・一 第四類にとつての書記上の問題

先に述べたように、返読文字「可」と「不」がそれぞれ第四類のベシとズ・ジ・マジに対応しているということは、文の述語構造においてその第四類の前に第一類・第二類・第三類の助動詞が来ることが可能である。第一類のシムとル・ラルはそれぞれ漢字表記「令」と「被」とに対応しているので、これら第一類との承接は書記が可能である。

- ・此ノ米ヲ<sup>シト</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup> (卷十七 四十七話)
- ・人ニ手<sup>クモ</sup>可<sup>ク</sup>被<sup>ク</sup>懸<sup>ク</sup> (卷二十九 二十一話)
- ・然<sup>レ</sup>ハ、其玉返<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>得<sup>ル</sup>ズハ、我主ノ為ニ永ク讎<sup>ト</sup>成<sup>ラ</sup>ム (卷二十七 四十話)

・ 怖クテ **不被寝** ズシテ聞クニ

(卷二十九 十二話)

また第二類のいわゆる敬語補助動詞の類も漢字に対応しているので、この第二類との承接も書記において可能である。

・ 左右ノ大将 **可慎給** キキ由、天文博士勘へ申シタリトテ

(卷二十 四十三話)

・ 人ヲ数寄セテ曳出シ奉ラムト為ルニ、尚、**不出給** ズ

(卷十七 五話)

しかし第三類のいわゆる完了の助動詞は対応する漢字がないので、宣命書きの送り仮名の付し方では困難だと思われる。ただし、「可」に対応するベシや「不」に対応するズやマジには他の助動詞との承接のためにラ変動詞型の活用をする補助活用がある。補助活用であるベカリとザリ・マジカリはラ変型動詞の活用をすることから大野の分類では第三類に位置づけられる。しかし「可」に対するベカリと「不」に対するザリ・マジカリとは、同じく第三類に属している完了の助動詞に対して、承接の順序に対する振舞いが異なっている。そこで、ここからは「可」と「不」とを別々に扱っていく。

### 二・二 「可」の第三類に対する制約

「可」は助動詞ベシに対応している。第三類の完了の助動詞は漢字に対応していないから、それにベシが承接する場合には返読文字の「可」は用いることができない。したがってベシは仮名で記さなければならぬ。すなわち次のような場合である。

ヌベシ (「ぬ」 + 「べし」)

ツベシ (「つ」 + 「べし」)

タルベシ (「たり」 + 「べし」)

ルベシ (「る」 + 「べし」)

第三類の完了の助動詞とベシとの承接について、まず『源氏物語』における例を示しておく。(注)そして『今昔物語集』に同じ表現形式が見られる場合には並記していく。

・ ひとへにうち頼みたらむ方は、さばかりにてありぬべくなん思ひたまへ出でらるる。

(帚木)

・ 殆、浄仏国土ノ菩薩ノ功德莊嚴ヲモ忘レヌベシ。

(卷十七 十九話)



・堪スベシヤト問ケレバ、男、聊気色モ不替テ、堪スベシト答ケレバ

(卷二十九 三話)

・楊貴妃ためしの例も引き出でつべくなりゆくに

(桐壺)

・虫ナドヲバ塵許ノ事セムニ、必ず殺シツベキニ

(卷二十四 十六話)

・過ヌル方取返ヌ物ナラバ今モ取返シツベク

(卷三十一 七話)

・御達東ごたつらひひきしの廂ひきしにいとあまた寝たるべし。

(空蟬)

・夫无限フク思フト云ヘドモ、然テ置タルベキ事ニ非ネバ

(卷十九 十話)

・更ニ生タルベクモ不思、刀ヲ以テ肝・心ヲ割クガ如シ。

(卷十九 八話)

・筥ニ入レムトテ、不取出ヌシテ被置タルナルベシ。

(卷十九 九話)

(朝顔)

・あやしく御気色のかはれるべきころかな。

このようにベシが第三類の完了の助動詞と承接する場合には、返読文字「可」は使用できないのである。逆にいえば、「可」を用いようとする<sup>注6</sup>と完了の助動詞を使用できないという表現上の制約が生じていることになる。

なおツとベシとの承接においては、ツベシの他にベカリツのようにツの方がベシに下接している場合がある。むしろ『今昔物語集』ではツベシよりもベカリツの方が一般的である。ツベシの用例は宣命書きになっていない巻に見られるようである。先に見たようにツベシの場合は仮名でしか記せないが、ベカリツの場合には返読文字「可」を用いての書記が可能である。和文である『源氏物語』では、ツベシが一般的であるのに対し、ベカリツは後述するヌベカリツの三例を除けば次の一例注6だけである。

・内裏の御前に、今宵は月の宴あるべかりつるを、とまりてさうざうしかりつるに

(地の文) (鈴虫)

ベカリツという「ベシ」+「つ」という承接は、漢文に用いられている返読文字を訓読した際に生じた言い方といえるかもしれない。

・汝ガ、今日、此ノ鬼ノ為ニ食ト可成カリツルニ

(卷十二 二十八話)

・今年天下ニ疾疫発テ、国ノ人皆可病死カリツルヲ、我レ咳病ニ申行ツル也。

(卷二十七 十一話)

・我レ、今三年、此ノ主ノ為ニ被<sup>レ</sup>打責<sup>レ</sup>カリツレドモ、今、此ノ宿<sup>レ</sup>レル僧<sup>ニ</sup>値<sup>ヒ</sup>奉<sup>ヌ</sup>レバ  
(巻十七 一話)

またベカリツに関連していえば、これらがヌヤツに下接しているヌベカリツ・ツベカリツという例が見られる。

・などで、すこし隙ありぬべかりつる日ごろ、よそに隔てつらむとのたまふも  
(少女)

・己ガ命ノ失ヌベカリツラ助ケタルヲ  
(巻二十九 三十五話)

・己レ焼ケヌベカリツレバ、逃テ罷去ニキ。  
(巻二十 二話)

・我モ哀ニセバ、能<sup>ク</sup>孝シツベカリツ者ヲ。  
(巻二十六 五話)

『源氏物語』では、先に述べたようにベカリツという承接は四例見られるがその中三例がヌに下接している。ベカリツだけなのは先に挙げた「松虫」の例だけである。なおツにベカリツが下接しているツベカリツの例は『源氏物語』には見られない。『今昔物語集』においてもツベカリツよりもヌベカリツの方が用例が多い。ただしこのヌベカリツやツベカリツの場合には、ベシよりツ・ヌが前にあるので「可」を用いては書記できない。

『平家物語』ではツベシの方がわずかに用例が多いが、『今昔物語集』のようにツやヌに下接することなくベカリツだけで特に会話文において使用されている。<sup>(注7)</sup>

・木曾殿のたまひけるは「義仲宮にていかにもなるべかりつるが  
(巻九 木曾最期)

・新中納言、「やすからぬ。重能めを、きつて捨つべかりつる物を」と  
(巻十一 先帝身投)

漢文訓読調のベカリツと和文調のツベシとのこのような混用状況が、『平家物語』がまさしく和漢混淆文であることの証拠と言えるのかもしれない。

完了の助動詞「つ」と「べし」との承接についてまとめると、『今昔物語集』には『源氏物語』には稀にしか見られなかったベカリツという承接が多数使用されている。これは返読文字「可」を使用している漢文を訓読した際に出現してきた言い方だと思われる。このベカリツの場合には「可」の使用は可能である。言い換えれば元々の文章がツベシであつてもベカリツとすることで返読文字使用という宣言書きの書記システムを保持することが可能となる。

なお、小田勝(二〇〇八)によれば、ベカリヌという「べし」に「ぬ」が下接した例が『和泉式部日記』に一例だけ

見られるという。ただしベカリヌにさらにベシが承接したベカリヌベシという形式である。これは「べし」に「ぬべし」「ぬ」+「べし」が下接したものと考えられる。

二 (歌) 「とこそ思ひ給ふべかりぬべけれ」と聞こえて

このベカリヌという承接は孤例のようであり、『和泉式部日記』でも寛元本では「思ひ給へかへりぬべけれ」となっているという。『今昔物語集』においてもベカリヌという承接は見られないようである。

## 二・三 第一類と第二類の助動詞とが承接しているものに対する書記上の制約

中国語には敬語がないので漢文には敬語は出現してこない。しかし日本語の表現においては敬語は不可欠なものである。日本語の書記システムにおいては、敬語をどのように文章に組み込み書き入れるのかが大きな課題であった。<sup>(金田)</sup>

動詞に第一類と第二類の助動詞とが承接すると、『今昔物語集』では次のように記されることになる。なお第二類を「給ふ」で代表させておく。

令V給フ (Vしめ給ふ)

被V給フ (Vられ給ふ)

・ 年来、住候ツル所ヲ此ク令居給ヘバ

(卷二十七 三十一話)

・ □死テ狗ニ被食給ヒニゲリト云フヲ聞キテ

(卷二十九 八話)

これにさらに「べし(可)」が承接していくと、次のような表現になり、書記においても次のような書き方がなされると考えられる。

Vしめ給ふべし

可令V給シ

Vられ給ふべし

可被V給シ

・ 便なきこともあらば、重く勘当せしめ給べきよしなん仰せ言はべりつれば

(『源氏物語』 浮舟)

・ 父大臣に聞こしめされ、数まへられたまふべきたばかり思し構へよと言ふ

(『源氏物語』 玉鬘)

『今昔物語集』において、「Vしめ給ふべし」については先に示したような書き方の例が見られる。

・ 此ノ事、善ク可令思惟給シト。

(卷一 二十三話)

・ 彼レヲ召テ可令祈給シト。

(卷十九 一話)

しかし「令V+可給」と記す方法も取られており、むしろこの書き方の方が多い。この書記方法は、「V+使役」尊敬+推量」という膠着的構造である日本語の述語構造に合わせるような書き方といえよう。

・此レハ只タマサシク馬也、世ノ人ニ令問メ可給キ也。

(卷十 一話)

・実ニ久ク罷リ成ヌ。疾ク礼拜ニ令登メ可給キ也ト

(卷十四 三十九話)

・而ルニ、己レ候ハム時ニ、彼ヲ召シテ令煮メ可給シ。

(卷十四 四十話)

使役の「令」の場合には、このように「可令V給」と「令V+可給」の二つの書記方法が採用されている。一方受身の「被」の場合には、「可」と「被」との二つの返読文字の共起を避けているのか、「可」だけを返読文字で記していたり、両者ともに仮名で書き記されていたりする。そもそも受身尊敬という表現に推量が接続すること自体一般的ではないのかもしれない。

・目塞テ、我レニ負レ可給シ。

(卷二十 十一話)

・仏ハ如此ノ謀ニ計ラレ給ベキニ非ス。末々ハノ御弟子タニモ人ノ謀ニ計ラルベキニ非ス。

(卷一 十二話)

・必ズ道ノ徳在シテ世ニ貴バレ給フベシ

(卷五 五話)

なお、「べし(可)」が第一類第二類ともに承接する場合に限らず、単に第二類の敬語の補助動詞と承接している場合においても、「可V給」と「V+可給」の二方法で書記されている。この場合も日本語の述語構造に合わせている後者の方が多いうようである。

・若シ、自然ラ、少ノ便ヲモ可与給クハ、其ノ由ヲ夢ニ示シ給。

(卷十六 二十八話)

・其レハ人ニ不知セヌ薬也。日来経バ其モ難聞カリナム。疾ク可求給キ也ト云テ

(卷二十九 二十五話)

・世ノ人此レヲ聞テ、専ニ心ヲ至シテ念ジ可奉シトナム語リ伝ヘタルトヤ

(卷十六 六話)

・只何ニモ其ニ量ラヒテ助ケ可給キ也ト云ヘバ

(卷二十九 二十五話)

## 二・四 返読文字「可」における他の問題

返読文字「可」が使用出来ないのは、先に見たように第三類のツ・ヌ・タリ・リの助動詞に承接する場合であった。ただし、ツの場合にはベカリツという承接が可能であり、その場合には返読文字「可」を使用できた。その他に次のような承接の場合にも「可」の使用は困難だと考えられる。

### ◆ 断定のナリとの承接（「なり」＋「べし」）の場合

ナリは体言または体言相当の語を承けるので、大野の分類では別類とされている。ベシがナリに上接している場合もあれば下接している場合もある。ただしこの承接の順序の違いは述語構造の違いであり、すなわち構文的にも意味的にも異なっているのである。

（前者）Vベキナリ

（後者）Nナルベシ Vナルベシ

前者のベキナリ（「べし」＋「なり」）の場合には返読文字「可」を用いての書記は可能である。

・ 何デカ愚<sup>ニハ</sup>思ハム。然レバ、必ズ可<sup>レ</sup>出キ也<sup>ト</sup>。

（卷二十 三十五話）

・ 此ク参ヌ、只仰セニ随ヒテ罷リ可<sup>レ</sup>返キ也<sup>ト</sup>云テ

（卷十九 四話）

しかし、後者のナルベシ（「なる」＋「べし」）の場合には「可」を用いての書記は不可能であり、ベシは仮名で記さなければならない。

・ 多ノ生類ヲ殺ス事ノ止タラムハ、无限キ功德ナルベシ。

（卷十九 四話）

・ 父ノ内舎人モ鷹ヲ好ミ給ヒケレバ、此ノ君モ伝ヘテ好ミ給ナルベシ。

（卷二十二 七話）

ベシの仮名表記率に関しては大系本において調査されている。巻一〜五では601例中132例、巻六〜十では488例中28例、巻十一〜十七では838例中47例、巻十九〜二十七では794例中115例、巻二十八〜三十一では419例中48例であり、全体では3140例中370例が仮名書きとなっている。一割以上が仮名で書かれていることになり、この数値を見ると『今昔物語集』では

ベシに対し「可」の使用はそれほど強い縛りを感じていなかったように感じられる。特に巻一〜五と、巻十九〜二十七に仮名使用が多い。巻一〜五に関しては大系本が説明しているように編集方針が定まっていないことによると思われるが、巻十九〜二十七に関しては和文調が強くなっていることと関係しているのであらうか。

『今昔物語集』において、ベシが仮名になっているのは次のような場合が考えられる。

- (1) 複数の返読文字の共起を避けている
- (2) 「給」など第二類の敬語の補助動詞を表す漢字との共起を避けている
- (3) 自立語が漢字で表記されていない
- (4) サ変動詞への承接
- (5) 上接語が派生語のため概念語の一部が送り仮名として書かれている<sup>(注5)</sup>

(6) 動詞が連続する場合、前接の動詞の送り仮名を付している

その他に、もとの仮名文献の影響によって「可」を使用できる状況においてもつい仮名で書いてしまった場合もあるう。

- (1) 国王、努々人ニ此ノ事知シムベカラスト宣テ (巻四 十二話)
- (2) 妻子眷属ナドニ云ヒ合セテ、万ヲ拈テ剃リ給ベキト。 (巻十九 十四話)
- (3) 若キ者ノ忽ニ死ヌルヲ見遣テ何ニモ不云テ立ルハ、極メテ心ウカルベキ者ノ心カナト思テ (巻四 三十五話)
- (4) 怖クテ不被寝スシテ聞クニ、憑モシク、有ヤナド、ニ云ハムニ音合スベキ従者モ无カリケレバ (巻二十九 十二話)  
京ニテ此ク宣ハマシカバ、下人ナドモ具スベカリケル者ヲ。 (巻二十六 十七話)
- (5) 此ニ暫シ居給ヘレ。聞ユベキ事有リト云ハバ (巻二十七 三十八話)
- (6) 国王ヨリ始テ騒ギ求ト云ヘドモ、底モモ不知深キ河ナレバ、求メ出スベキ様モ無し。 (巻二 二十六話)  
此 飯ト今ノ供養ノ飯ト速ニ試ミ合スベシト (巻四 二話)

形容詞に承接する場合も仮名で書かれることが多い。形容詞とベシとが承接する場合には形容詞がカリ活用をとるこ

とになる。その活用語尾を書き記さなければいけないと考えたのか、あるいはカリ活用を完了の助動詞タリと同類と見なしたのであるうか、ベシは仮名で記されていることが多い。

・通ヒ給ハムニ荷カルベキ二人ニモ非ズ。

(巻十九 五話)

・甲斐无テ返ナムハ、震旦ヲ為三面目无カルベシト

(巻二十一 二話)

ベシの仮名比率の高い巻十九く二十七の中では、漢字片仮名交じり文になっている巻二十三から二十六にかけてその比率が特に顕著である。漢字片仮名交じり文になっている巻二十三では36例中9例、巻二十四では138例中29例、巻二十六では137例中28例が仮名表記になっている。一方、宣命書きになっている巻二十五で92例中8例、巻二十七では80例中10例の仮名書きが見られる。巻二十二以降は本朝の世俗部であり、もとになっていた文章も和文調であり、また仮名で表記されていたと思われる。そこには、ヌベシ、ツベシなどが多用されていたのであろう。まだ詳しくは調べていないが、ナルベシや形容詞にベシが承接している例が他の巻よりも多めであることによつて、仮名の率が高くなっているのだとも考えられる。

・虫ナドヲバ塵許ノ事セムニ、必ズ殺シツツベキニ、生ク様ヲ不知バ、罪ヲ得ヌベケレバ

(巻二十四 十六話)

・此ヲ極ク興有テ、可咲ク思フナルベシ。

(巻二十四 六話)

・何ゾ、佐太ブリノ用ハ。佐太ト云ガ賤カルベキカ。

(巻二十四 五十六話)

巻二十六は、東京大学国語学研究室本では八話までは宣命書きであり、それ以降は漢字片仮名交じり文になっている。宣命書きの箇所においても、返読文字「可」を用いて書記が可能であるのに「可」が用いられていなかったり、また返読文字「不」が使用されていないこともままあり(このことは「不」のところでも詳述する)、この巻の編集にあたっては仮名で表記されていた文章の影響が強く見られる。

・木ノ本ヲ見レバ、枝モ无ク、引ベキ所モ无テ、十丈許登タル木ナレバ、麻柱ヲト結テ、下スベキ方モ无キ峯ナレバ

(巻二十六 三話)

・鷲ノ即チ噉ヒ失フベキニ、生乍ラ櫟ニ落シケム、希有ノ事也。

(巻二十六 一話)

なお『続日本紀』所収の宣命においてもベシは万葉仮名になっていることが多い。

- ・又於天下政置而独知倍物不有。必斯理弊能政有倍之。  
マツテノサツルニヨリモヒエズチカラモチテアツルトモノニモアズ。ナホアメノユルシテサツルヒトハアラムトオモヒテサツルマハヌニコツアラ
  - ・人乃授流仁依毛不得力以競倍物仁毛不在。猶天乃由流之天授倍人乃在良牟止念天定不賜。  
ヒトノサツルニヨリモヒエズチカラモチテアツルトモノニモアズ。ナホアメノユルシテサツルヒトハアラムトオモヒテサツルマハヌニコツアラ
- (第七詔) (第三十一詔)

### 三 「不」による制約

#### 三・一 「不」の第三類に対する制約

「不」は、他の返読文字と比較して、漢字で書かれている比率が非常に高い。『今昔物語集』では「不」は打消の助動詞で、打消推量の助動詞ジ・マジ、打消の接続助詞デ、禁止の終助詞ソなど、打消の意を表す複数の語と対応している。そのために、それらが送り仮名としてそのまま示されていることが多い。すなわち、文において「不」自体は不読なのである。「不」は読むことにおいては不要であるのにもかかわらず、あくまでもそれを書き記すということは、「不」を用いることが宣命書きにおいて非常に重要な役割を果たしていることになる。その役割とは、つまり前以て文意が否定であることを明示することであろう。日本語はSOV型言語であり、かつ膠着的構造になっている。そのため、その文が否定か肯定かは文の最後の方まで来なければ判明しない。また否定の意は、日本語では助動詞か助詞といった文法的要素で示され、それらは宣命書きでは小書きになる。このような宣命書きの性質や日本語の膠着的構造から、否定表示の予告としての「不」は重宝だったのである。「不」の使用は漢字片仮名交じり文にも利用されている。

第三類のいわゆる完了の助動詞は漢字と対応しないから、「可(べし)」の場合先に見たようにそこには書記上の制約が働いていた。それでは「可(べし)」と同じ第四類である「不(ず・じ・まじ)」の場合はどうなのであるか。ズ・ジ・マジと第三類との承接に関して、大野晋他(一九七四)は次のように述べている。

なお、「つ」も「ぬ」もその下へ打消の「ず」「じ」「まじ」をつけることはない。それは、「つ」「ぬ」が動作の確実な完了や肯定的な確認を表現する語であったから、それが打消の助動詞へつくことは意味の連絡上あり得なかったものと思われる。ただし、打消の助動詞「ず」と「あり」との結合によって成立した「ざり」は、「あり」



という存続・継続の語を含むので「ざりつ」という連続がある。

又と打消の助動詞との承接は又自体の意味と打消の意味との関係によつて存在しないのであるから、これは返読文字による制約ではない。ただしツとの承接の場合においても、ズの補助活用でのザリやマジの補助活用であるマジカリの場合に限定される。ザリやマジカルはツと同じく第三類となるが、その場合いづれもツの方が下接している。したがつて、この場合は宣命書きでは「不 ザリツ」「不 マジカリツ」と書き記すことが可能である。ザリツ・マジカリツという表現形式が実際に使用されていたのかを『源氏物語』によつて確認する。なお、それらの表現が『今昔物語集』に認められれば並記する。

・ かやうのなみなみまでは思ほしかからざりつるを

・ 此目近クハ不見ザリツ。

・ 何ド久クハ参リ不給ザリツル。

(卷十九 十四話)  
(卷二十七 三十二話)

(薄雲)

・ いときなく、ものの心知ろしめすまじかりつるほどこそはべりつれ

このようにツとの承接はザリ・マジカリの場合は可能であり、書記においても可能である。ただし『今昔物語集』においてマジカリツの用例をまだ見出してはいない。

完了でも存続の意を持つタリ・リの場合には、ザリ・マジカリそれ自体に存続の意を含んでいるので、ザリ・マジカリを使用することはできない。そこでタリ・リに接続する場合には、本活用のズ・マジが使用され、タリ・リに下接することになる。「不」が不読といつても、第三類の完了の助動詞が打消の助動詞に上接した場合にも書記上可能であるのか、確認してみたい。

・ うちとけたらぬもてなし、髪の下り端、めざましくもと見たまふ。

(夕顔)

・ 水銀商高キ峯ニ打立テ、敢テ事トモ不<sup>ニ</sup>思<sup>タラヌ</sup>気色ニテ、虚空ヲ打見上ツ、

(卷二十九 三十六話)

・ 父トモ思ヒ<sup>ヒ</sup>タラズ、遊ビ行ク。父、此ヲ恨ミテ泣事无限シ。然而モ、子、何トモ思ヒ<sup>ヒ</sup>タラズシテ云フ事无シ。

(卷四 四十一話)

・ さりとも、さやうならむ事もあらば隔てては思したらじと思しけれど

(朝顔)

・なほ、え生きたるまじき心地なむしはべるを、かかる人は罪も重かなり。

(柏木)

・老の世に、持たまへらぬ女子をまうけさせたてまつりて

(少女)

・などか御子をだに持たまへるまじき。口惜しうもあるかな。

(滯標)

なお打消の接続助詞「デ」がタリに下接している例として次のものがある。

・おのがかく今日明日におぼゆる命をば、何とも思したらで、雀慕ひたまふほどよ。

(若紫)

・唯今俄三顛死テタルラ、父何ニモ不ラ思ラテ、猶、田耕シ立ルニ、何ナル事ソト。

(巻四 三十五話)

『源氏物語』にこのような承接の例が見られることから、この承接は日本語として可能なのである。また『今昔物語集』の書記において、巻四・四十一話のように仮名で書かれることもあるが、「不」が不読であることよって、第三類との承接において特に制約は認められない。タラジ(「たり」+「じ」)、ラズ(「り」+「ず」)、ルマジ(「り」+「まし」)についてはまだ詳細に調査していないので、『今昔物語集』にそれらの例が本来に認められないのか断定はできないが、もしないとすれば漢文訓読調という文体の性格によるものと考えられる。<sup>(注)</sup>

### 三・二 第一類第二類とが承接している場合の書記上の制約

「不(ず)」も「可(べし)」と同じく、第一類と第二類とが承接しているものにさらに承接していくと、次のようになると思われる。

Vしめ給はず

不令V給ズ

Vられ給はず

不被V給ズ

シムは漢文訓読的な文で使用される助動詞であるので、和文の『源氏物語』ではシムの使用は三例だけである。その三例はいずれも第二類の敬語の補助動詞とは承接していない。『今昔物語集』に「Vしめ給はず」という用例は見られるが、先に示した「不令V給」という書き方にはなっていない。ここでは「不」が「給」の直前に置かれる「令V+不給」という形式で示されている。

・隨身・雑色ナド御前参ケレバ制シテ、前モ令追メ不給テ出給ケリ。

(巻二十二 八話)

一方、受身の「Vられ給はず」の例として『源氏物語』には次のものがある。

(絵台)

・ かかる所に生ひ出で、数まへられたまはざらむも、いとあはれなれば

(卷十七 五話)

また『今昔物語集』には、先に示した「不被V給」の書き方が見られる。

(卷十七 五話)

・ 令曳出奉ルニ、重キ石ナドノ如クシテ、不被曳出給ス。  
しかし、この例の少し後には、使役の場合と同じような「不」が「給」の直前に置かれる「被V+不給」の形式の例も見られる。『今昔物語集』ではむしろこの書き方が多い。

(卷十七 五話)

・ 其レニ、此ク、被曳出シ不給ヌハ、定メテ様有ラム。

(卷二十九 四話)

・ 然リトテ、被知レ不奉テ可候キ事ニモ不候ネバナド

ここでは「合V+不給」「被V+不給」のように、「合」「被」による返読でまず「一まとまりにし、そして第二類と「不」の返読でもう「一まとまりにしている」のである。これは、「V+使役」「丁寧+否定」、「V+受身」「丁寧+否定」という日本語の述語構造に合わせるような書記方法になっているのである。

「合」や「被」と共起しない場合でも、「不」が第二類の敬語の補助動詞の直前に書き記される場合がある。「不」が第二類と承接する場合には、「不」を動詞の直前に置くのか、第二類の直前に置くのか、「不」の位置に揺れが生じている。

(卷十二 二十四話)

・ 而ルニ、小野ノ宮ノ実資ノ右大臣ノミソ不参給サリケリ。

(卷二十七 三十二話)

・ 何ド久クハ参リ不給サリツルゾ。

(卷十六 三十七話)

・ 三宝ハ目ニハ不見給ヌ事サレドモ

(卷六 十五話)

・ 僧忽ニ失セテ見え不給ス。

複合動詞の場合においても、後項部分だけに「不」がかかるような書き方がなされていることもあり、揺れが生じている場合がある。ただし、「不」の位置によって二つの動詞の複合の度合を判断することはむずかしいであろう。

(卷十六 三十七話)

・ 此ノ打入タル侍、不思議ヌ事ニ係テ被捕テ、獄ニ被禁ニケリ。

・今物持タムト為ル男ノ、思ヒ不懸ヌラ、法師俄ニ金杖ヲ以テ頸ヲ突フレバ

(卷二十九 九話)

このような「不」を敬語の直前に置く方法は、既に『続日本紀』所収の宣命にも見られるところである。宣命においても揺れが生じているが、そこでも「不給」という「不」を敬語の補助動詞の直前に置く方が多く使用されている。

・此帝乃位止云物<sup>波</sup>天乃授不給<sup>人</sup>尔授<sup>天</sup>方

(第四十五詔)

・猶諸聖天神地祇御靈乃不<sup>波</sup>免給不授給物<sup>尔</sup>在<sup>波</sup>

(第四十五詔)

### 三・三 返読文字「不」に関わる他の問題

先に述べたように、ズ・ジ・マジなどの打消の語が返読文字の「不」で記される比率は、他の語に対する返読文字に比較して非常に高い。大系本の調査によると、巻一〜五においては<sup>1043</sup>例中42例、巻六〜十では5例のみ、巻十一〜十七では<sup>1604</sup>例中28例、巻十八〜二十七では<sup>1792</sup>例中79例、巻二十八〜三十一では<sup>1063</sup>例中15例という結果が出ている。<sup>(註)</sup>

返読文字使用が原則になっている宣命書きの書記システムにおいて、返読文字を使用できるのに仮名で記すということとはその書記システムの原則を破るといふ決心が必要となる。仮名で書き記されている場合としては、これまで見たように複数の返読文字が共起する場合や、敬語との共起の場合があった。これらは返読文字を使用しても書記が可能であるから、読みやすさを求めたものであろうか。また大系本の調査では巻二十六では<sup>308</sup>例中39例の仮名書きがある。その多くは、元の文献の文章が仮名書きであることにより、例えばマジヤジに対し「不」を当てることを忘れたり、また又をズの連体形であることを見落したとも考えられる。それらは打消表現に返読文字「不」を当てるという宣命書きの書記システムが忘れられたのであろう。先に扱ったベシにおいてもこの巻二十六は仮名で書かれることが多かった。

・然レバ、人ハ忍<sup>ラ</sup>ツト云<sup>ト</sup>作、賤所<sup>ナド</sup>ニハ立<sup>寄</sup>マジキ也<sup>ケリトソ</sup>聞人<sup>モ</sup>云ケル。

(卷二十六 四話)

・然<sup>ド</sup>モ、見聞<sup>ユム</sup>ズル事<sup>ノ</sup>今幾<sup>モ</sup>有<sup>マ</sup>ジケレバ、此<sup>ク</sup>睦<sup>マシク</sup>成<sup>ケム</sup>事<sup>ノ</sup>悔<sup>キ</sup>也<sup>ト</sup>云<sup>モ</sup>不<sup>遣</sup>泣<sup>ケ</sup>バ

(卷二十六 八話)

・不<sup>然</sup>ハ突<sup>殺</sup>テム。神<sup>ナ</sup>ラバ刀<sup>モ</sup>立<sup>立</sup>ジヤ。腹<sup>ニ</sup>突<sup>立</sup>テ試<sup>ム</sup>ト云<sup>テ</sup>

(卷二十六 八話)

・然<sup>レ</sup>バ、今<sup>日</sup>ハ返<sup>ラ</sup>セ給<sup>ヒ</sup>ネ。心<sup>モ</sup>得<sup>サ</sup>セ不<sup>給</sup>ハ、静<sup>心</sup>モ御<sup>サ</sup>ジト。

(卷二十六 十八話)

・下ノ袴モ着ズ、鼻高ナル者ノ、鼻崎ハ赤ミテ、穴ノ移リ痛ク湿バミタルハ、洩ヲ糸モ巾ヌナメリト見エ

(卷二十六 十七話)

・怖ヲ騒セ給ツレバ、事ニモ候ヌ事也トテ、男共ニ召仰候ツレバ

(卷二十六 十七話)

・此モ弟ノ為態トモ知ザリケルニ、其夜射タリケル箭ヲ里ノ者共ノ求メ出シタリケルガ

(卷二十六 二十四話)

その他の助動詞との承接について、日本語の膠着的構造の面から宣命書きにおいて返読文字「不」が使用できない場合としては、次のような場合が考えられる。

◆ 断定のナリに承接する場合 (「なり」＋「ず」)

◆ ズにベシが承接する場合 (「ず」＋「べし」)

後者のベシとの承接においては、ズがベシに対し上接するザルベシ (「ず」＋「べし」) の場合もあるし、ベカラズ (「べし」＋「ず」) のようにベシに下接する場合もあるので、ズとベシとの承接については、次の三四「不可」による制約」において詳しく扱いたい。

断定のナリは体言または体言相当の語を承けるので、大野の分類では別類とされている。ズはナリに対し上接する場合もあれば下接する場合もある。ただし、ベシとナリとの承接で見たように、上接の場合と下接の場合とは構文的に異なっており、意味的にも異なっているのである。

(前者) V＋ヌナリ

V＋ザルナリ

(後者) Nナラズ

Vナラズ

『源氏物語』には前者・後者の例として次のようなものがある。

・人の思へるさまざまもかたほにはあらぬなりけり。

(若菜上)

・またこの世ならぬ罪となりはべりぬべきことなど聞こえたまふも、むくつけきまで思し入れり。

(賢木)

『今昔物語集』においても、ズがナリに対し上接する例も下接する例もあるが、上接の場合には返読文字「不」の使用は可能であるが、下接の場合には仮名で記さなければならぬ。

・若キ程ノ心不定ヌナラバゴソ、出家ヲモシ身ヲモ投ケ給メ。

(卷十六 十七話)

・孫寶ガ云ク、我レ、樂堂ニ有テ、還ラム事ヲ不願サル也ト。

(卷九 十四話)

・然リトテ可有キ事ナラネバ、守ヨリ始テ皆人々、船ヨリ渡テ、此方ニ宿シヌ。

(卷十六 二十四話)

### 三・四 「不可」による制約

ズ・ベシともに大野の分類では第四類に属するが、『今昔物語集』には「不」と「可」とが連結した「不可」が多く使用されている。それをベカラズと読むように、ズはベシに下接している。しかし、日本語においてはズがベシに対し上接することも可能である。特に『源氏物語』のような和文調の作品ではザルベシ(「ず」+「べし」)あるいはヌナルベシ(「ず」+「なり」+「べし」)のように、ズがベシよりも先行する方が一般的である。

・中将におとづれたまふことも同じことにて、御文などは絶えざるべし。

(賢木)

・人々も、また御心まどはさじとて、かくなんとも申さぬなるべし。

(賢木)

『今昔物語集』で多用されているベカラズは『源氏物語』では一例だけの使用である。それも横川の僧都の発話に見られるものであり、ベカラズが漢文訓読調の表現であることがわかる。

・人の命久しかるまじきものなれど、残りの命一二日をも惜しまずはあるべからず。

(手習)

『今昔物語集』では漢文的な「不可」という表現を用いることによつて、和文調の表現であるザルベシあるいはヌナルベシという表現が制約されていることになる。もしそれらの表現を用いようとすると、ベシは仮名で記すしかなく、返読文字使用という宣命書きの書記システムを乱すことになる。

・然リトテ亦、祖ノ許ニ還リ行ザルベキニ非キバ

(卷九 十三話)

・此ノ地藏井ノ程ヲ見奉ルニ、曳出シ不奉ザルベキ程ニ、不御ヌ。

(卷十七 五話)

・誰方家トハ不云ヌナルベシトナム語リ伝ヘタルトヤ

(卷二十四 四十八話)

また「不」はマジとも対応しているから、その関係から言えば「不可」はベカルマジと対応することも可能である。

しかし、マジ自体がベシの打消形であるので意味的に「べし」と「まじ」との承接は考えられない。小田(二〇〇八)によれば、和文においてはベカルマジ(「べし」+「まじ」)の用例は存在しないとのことである。ただし逆の承接順序であるマジカルベシ(「まじ」+「べし」)は『源氏物語』に次の一例が見られる。

人聞きももうたて思すまじかべきわざをと思せば、その本意のごともしたまはず。

(夕霧)

この例に対し小田氏は存疑例として、河内本の「おほすまじき」を採用すべきとしている。なお、『法華百座聞書抄』にはマジカルベシの例が見られる。

又コノサルノイノチモタフマシカルヘキコトヲヲモフニ

(才四一四)

#### 第四節 「令」に関わる問題

##### 四・一 使役の助動詞

使役の助動詞にはス・サス・シムがある。『今昔物語集』ではシムは漢字の「令」と対応しているが、ス・サスに関しては対応する漢字はない。これは漢文訓読において使役の語としてはシムだけが使用されていることによる。このようなどころから、シムとス・サスとが『今昔物語集』における漢文訓読調と和文調とを区別する指標の一つとして利用されている。

この点についての詳細な研究としては堀田要治(一九四三)がある。その調査結果が大系本『今昔物語集 四』にグラフの形で示されている。それによると、巻二十四以降はス・サスが中心となっている。すなわち、巻二十四以降は和文調の濃い説話が多く収載されていることになる。宣命書きで記されている鈴鹿本の残存している巻二十七・二十九においても同様な傾向を示していることから、ス・サスの多用は漢字片仮名交じり文になっていることによる影響とはいえないであろう。

ス・サスの使用は、返読文字を使用する宣命書きにとつては対応する漢字もないことから適さないものであった。し

かし、ス・サスには使役の他に尊敬の意がある。登場人物によつては最高敬語を用いる必要があり、ス・サスは欠かせないものであつた。

・長谷ニ参ラセ給フ人ノ歩極セサセ給テ、御喉乾カセム給ヒタレバ、水ヲ求メル也ト。

(卷十六 二十八話)

・然レバ、其ノ後ハ弥ヨ恐テサセ給ヒテ、近クモ不御ザリケル。

(卷二十七 二十八話)

ス・サスは第一類の助動詞であるから、第二类・第三類・第四類の助動詞がそれに下接することができる。第二类は返読文字を使用しないので、右の例のように書記上問題は生じない。また第三類の完了の助動詞類も、両者ともに仮名で示せるので問題は生じない。

・昼ノ食物、此ニテ奉ラムス。此ノ男ニモ食セタレバ食ヒツ。

(卷十六 二十八話)

・此レ食トテ飯ヲ分テ取セタレバ、法師吉ク食ツ。

(卷二十九 九話)

しかし、第四類の返読文字で記される「不」や「可」の場合には、一まとまりの中に仮名が出現することになり、返読文字を使用することが困難であると考えられる。

#### 四・二 ス・サスと「不」

漢字と対応しないス・サスと返読文字「不」との共起は無理なように思われるが、これまで見てきたように「不」はそれ自体は不読であり単なる否定の予告標示である。そのことによつて書記の可能性が残されている。堀田(一九四三)によると、ス・サスに打消の意の語が直接下接する例が13例ある。そのうち、卷四と卷十五ではそれぞれ「不」を用いずに書かれている。それに対し卷十六以降の11例については「不」が用いられている。

・我レ、后トシテ食ヨバ、諸僧共ニ供養シテ衣ヨバ申シ止テ供養セサセス成ニキ。

(卷四 十四話)

・其ノ房ノ辺ヲバ、蠅ヲダニ翔ラセズシテ

(卷十五 十五話)

・亦馬ノ口ヲ張タレバ、歩バムト思フ方ニモ不歩セズシテ

(卷二十八 六話)

・此ノ仲スル侍ヒ来タリケレバ、気色モ更ニ不見セス不知セズシテ

(卷二十九 十二話)



「不」それ自体は不読であることから、ス・サスも一まとまりの下に送り仮名として施すことが可能であった。  
ス・サスと第二类との承接において、さらに「不」が下接しても、三・二「第一類第二类とが承接している場合の書  
記上の制約」で見たように、「不」が第二类の直前に置かれることから、「不」を用いて書き記すことは可能である。

・ 其ノ時ノ人、此ノ事ヲ聞キ、院ヲソ添ク申ケル、猶、只人ニ似<sup>サセ</sup>不<sup>サレ</sup>給<sup>ザリ</sup>ケリ  
(巻二十七 二話)

・ 亦、此レハ此ル者ノ奉ル者ナレバ、主ナドヤ有ケムト思シ食テ、疑ヒ慎マセ不<sup>サレ</sup>給<sup>ザリ</sup>マシ。  
(巻二十九 四話)

第三類の助動詞とズ・マジとの関係においては、三・一「不」の第三類に対する制約」で見たように、理論上ザリツ  
とマジカリツの場合だけが「不」を用いての書記が可能であった。ただし、『今昔物語集』にはマジカリツの用例は見  
られないようである。ザリツにス・サスが上接しても「不<sup>セザリツ</sup>となり、理論上書記は可能である。ただし、またその  
用例を見つけていない。

以上のことから、ス・サスと「不」とについては、文の表現上の制約は特に見られないようである。

#### 四・三 ス・サスと「可」

「可」の場合は、「不」とは異なつて、それをベシと読むことが一般的である。そのために、ス・サスに直接ベシが下  
接した場合、「不」のような送り仮名の処置はとれない。堀田(一九四三)の調査によるとス・サスに直接ベシが下接  
した例が四例見られ、いずれも場合もベシは仮名で記されている。

・ 其レニ物食<sup>スベキ</sup>方<sup>モ</sup>无<sup>ク</sup>、馬共<sup>ニ</sup>草<sup>ノ</sup>飼<sup>キ</sup>様<sup>モ</sup>无<sup>カ</sup>リケレバ  
(巻十六 七話)

・ 此ノ女<sup>ニ</sup>何<sup>ヲ</sup>カ取<sup>セ</sup>マシト思<sup>ヒ</sup>廻<sup>セ</sup>ドモ、更<sup>ニ</sup>取<sup>ラ</sup>スベキ物<sup>无</sup>シ。  
(巻十六 七話)

・ 然レバ万ノ人、只此レニ祈<sup>ヲ</sup>付<sup>テ</sup>、為<sup>サ</sup>スベキ也ケリトナム云ケル。  
(巻二十八 三十六話)

・ 此ク知<sup>ラ</sup>マシカバ、副<sup>テ</sup>行<sup>テ</sup>コソ懸<sup>サ</sup>スベカリケレ。  
(巻三十 一話)

なお、次の例もスベシの用例と思われる。

・ 只問<sup>ム</sup>可<sup>ク</sup>云<sup>キ</sup>様<sup>无</sup>ケレバ、此<sup>ヲ</sup>云<sup>ス</sup>ベキ構<sup>ヘ</sup>ヲ謀<sup>カ</sup>リ給<sup>ケ</sup>ル様  
(巻五 三話)

当然なことであるが、ス・サスとベカラズとの承接においても返読文字の連結である「不可」を用いては記せない。しかし、ベカラズは漢文訓読調の表現であることによつて、和文調の表現であるス・サスとの承接自体存在しない。

ス・サスが第二類の敬語の補助動詞と承接している場合は、「可」が第二類の前に置かれることによつて、返読文字「可」の使用が可能となる。

・女ノ云ツ、知リ奉ラセ<sup>レ</sup>可<sup>キ</sup>給<sup>キ</sup>人ノ御共人ニヤト。

(卷十六 七話)

・然レバ夕サリ懸テ出シ立サセ<sup>レ</sup>可<sup>キ</sup>給<sup>キ</sup>也ト云ヘバ

(卷二十九 二十五話)

このように日本語の述語構造に合わせた「可」を「給」の直前に置く書記法は、返読文字の使用できる幅を広くし、宣命書きの書記システムを保持しようとしているといえよう。

以上のことから、ス・サスと返読文字「可」とにおいては、

◆ス・サスに直接ベシが下接する(「す・さす」＋「べし」)場合

には「可」を用いることができず、ベシは仮名で書き記すことになる。すなわち、スベシやサスベシという表現を用いようとすると、返読文字「可」を使用する宣命書きのシステムを乱すことになる。

#### 四・四 ス・サスとシムとの混在

堀田(一九四三)は、和文調のス・サスと漢文訓読調のシムとが同じ説話の中において前後極めて相接近して出現している場合があることを指摘している。そして混在の理由として二つのことを挙げている。それを要約すると次のようになろう。

一 その説話が前半にある時(漢文訓読調の巻においてス・サスが使用されている場合)は「ス・サス」が口語にひかれて意識されずに入ったものである。

二 後半の説話の時(和文調の巻においてシムが使用されている場合)は、「令」は恐らく作者筆録の型として入ったものである。

作者筆録の型として「令」が入ったということは、宣命書きのシステムのもとで使用されてきた「不令」「可令」「不可令」という定型表現によつて、ス・サスが返読文字「令」に変更されたともいえよう。

## 五 「被」における問題

### 五・一 ル・ラルとス・サスとの承接

現代では、例えば次の文のように、

私は今日先生に当てられ、人前で発表させられた。

のように、「使役（せる・させる）＋受身（られる）」の順に承接するのが一般的である。しかし、奈良時代や平安時代においては、築島裕（一九六九）が、

（「す・さす」が）「行かせ らる・歩ませ らるる」のやうに「らる」と共に用ゐられた例は平安時代には見出せない。

と述べているように、この承接は一般的ではなかった。また山田孝雄（一九五二）が、ス・サス・シムとル・ラルとの承接について、次のように述べている。

一、状態性の複語尾は下に発動性の複語尾を伴うことがあり。この時は「しむ」はその例を見ず。而も、その「さす」も敬意をあらはすものなり。

若君の御まみの美しさなどの春宮にいみじう似奉り給へるを見奉り給ひても先恋しう思ひいでられさせ給ふに  
忍び難くて参り給はむとて（源、葵）（他に、枕草子五、狭衣四の例が示されているが省略する）

二、発動性の複語尾は「しむ」のみ、状態性の複語尾を下に伴ふ例あり。但下なる「らる」は又敬意をあらはすのに用ゐらる。

かくせしめられたる事はあるまじき事なり。

(宇、藤原君)

山田の調査によれば、「ラ」レサセ給(る・らる) + 「さす」 + 「給」 + 「しむ」 + 「らる」という承接は可能ということである。ただし前者のサスは尊敬の場合であり、後者のラルも敬語の場合である。ただし長編の『源氏物語』においても、「(ラ)レサセ給」は山田の指摘した先の例と次の例の二例しか見られない。<sup>(注16)</sup>なお、葵の例の「らる」は自発である。

・ 人に知られさせたまはぬ御歩きはいと軽々しく、なめげなることもあるを。

(浮舟)

「ラレサセ給」を、『今昔物語集』の宣命書きで記そうとすると、**被Vサセ給**となるであろう。宣命書きにはなっていないが、次のような例が見られる。

・ 何ゾ独ハ御マスゾ。被負サセ給へ。

(卷二十三 十九話)

シムとル・ラルとの承接については、山田はル・ラルにシムが下接することはないと述べているが、仮名を用いない貴族の日記などの記録体にはまれに見られる。<sup>(注16)</sup>

・ 可用印、早可令被仰上卿之事以左中弁令奏

(『小右記』長和元(一〇一一)年八月七日)

・ 有纏頭事、雖憚今年殿下令被行給、有件事云々

(『後二条師通記』寛治五(一〇九一)年三月三日)

一方シムにラルが下接する場合は、**被令V**ということになる。『今昔物語集』では漢字で記された例は見られないようであるが、仮名で書かれた次の例が該当しようか。

・ 其ノ後、鸚鵡、出来テ、カク犬ノ狗曇ニ恥シメラレ奉テ

(卷三 二十話)

ただし「恥しむ」を古語辞典の見出しのように一語として認定すると、シムにラルに承接している例に該当しなくなる。<sup>(注17)</sup>古記録では**被令V**(Vシメラル)をいう文字列は**令被V**(Vラレシム)に比べ多用されている。

・ 去夕御馬引出被令見

(『小右記』寛弘二(一〇〇八)年三月二十八日)

・ 殆可謂瑞恠、可被令卜筮其吉凶歟

(『後二条師通記』寛治五(一〇九一)年八月十七日)

## 五・二 新しい表現形式(サ) セラルに対する制約

堀畑正臣(二〇〇七)によると、『今昔物語集』の成立した院政期頃に(サ)セラル(「す・さす」+「らる」)という承接が見え始める。

・光宅寺ノ法師メシテ法花経ヲヨマセラ、ルニ

(『法華百座聞書抄』ウ一〇三 一一一〇年成立)

院政期においては他に『富家語』(一一五〜六一年)『今鏡』(一一七〇年成立)『源通親日記』(一一八〇〜八二年以降)にそれぞれ一例見られるという。鎌倉時代になると、『古事談』(一二二〜一五年)をはじめとして多くの用例が見られるようになる。現代の「使役+受身」の意味用法とは異なり、「使役+尊敬」という意味での用法であるが、この(サ)セラルという承接が成立しない限り現代のような意味用法も生じてこないであろう。『今昔物語集』においては、「使役+尊敬」の意味を表したい場合には「召く被V」「以く被V」という文型が使用されている。

・止事无キ陰陽師共ヲ召シテ、此ノ事ノ吉凶ヲ被問ル、ニ

(巻十四 三十四話)

・時ノ止事无キ人々ヲ以テ被行ケレドモ其驗モ无キニ

(巻二十 四話)

(サ)セラルという表現に対しては、『今昔物語集』ではス・サスが漢字に対応していないことから、返読文字「被」を用いて書き記すことはできない。したがってこの新しい表現を用いようとする、ス・サス、ラルともに仮名で記さなければならぬ。<sup>(注18)</sup>

・若シ、男出来テ、此ノ子ノ口吸フ事有ラバ、必ズ可令擲シトテ、護セラル、ニ、更ニ来テ子ノ口吸フ男无シ。

(巻十 三十二話)

返読文字使用という宣命書きの書記システムを忠実に守ろうとすれば、この(サ)セラルという表現の使用が制約されることになる。このような新しい表現に対しても、宣命書きの日本語書記システムとしての限界があつたのである。

## おわりに

宣命書きという書記スタイルをとる『今昔物語集』において、返読文字使用という書記システムがどのような表現に

対し制約を与えていたのかについて考察してきた。「不」はそれ自体は不読であり、その文が否定であることを前以て標示する働きを持つてにすぎず、表現に対してはこれといった制約は見られなかった。しかし、「可」「不可」「可」「被」にはそれぞれ次のような表現に対して制約が生じていた。そのために、その表現をあきらめて返読文字を使用する表現に変更するか、あるいはあくまでもそれらの表現をそのまま使用しようとするれば仮名で記さなければならぬ。後者であれば、返読文字使用という書記システムの原則を乱すことになる。

「可」による制約

・第三類の助動詞「つ」「ぬ」「たり」「り」に「べし」が下接した表現(ツベシ・ヌベシ・タルベシ・ルベシ) ツベシに対しての変更の可能性 ベカリツ(「べし」+「つ」)「可カリツ」の使用

・断定の助動詞「なり」に「べし」が下接した表現(ナルベシ)

「不可」による制約

・ザルベシ(「ず」+「べし」)

ザルベシに対しての変更の可能性 ベカラズ(「べし」+「ず」)「不可ズ」の使用

・ヌナルベシ(「ず」+「なり」+「べし」)

「令」に関する制約

・「す」「さす」に「べし」の下接した表現(スベシ・サスベシ)

スベシ・サスベシに対しての変更の可能性 シムベシ(「しむ」+「べし」)「可令シ」の使用

「被」に関する制約

・新しく登場してきた表現(サ)セラル(「す・さす」+「らる」)

以上のような表現に対しての制約があり、またそれらの表現に対しての変更の可能性が考えられる。

書記上の工夫としては次のものが考えられる。第二類の敬語の補助動詞にズ(不)やベシ(可)が下接する場合に、動詞の直前に「不」や「可」を置く方法以外に、敬語の補助動詞の直前に「不」や「可」を置く方法が利用されたこ

とにより、漢字と対応しない第一類のス・サスがさらに承接しても「Vセ不給」Vセ可給と記せ、返読文字「不」「可」の使用が可能となる。

漢字片仮名交じり文の箇所には、宣命書きの箇所に見られなかったツベシ（「つ」＋「べし」）、ヌナルベシ（「不」＋ナル＋「可」）が使用されていた。『源氏物語』ではツベシは多用されており、ヌナルベシは十例使用されている。漢文訓読でのこれらの表現の使用状況については勉強不足のため、これらが宣命書きと漢字片仮名交じり文であることの差異に基づくものなのか、今のところ明らかにできない。今後、書記スタイルと表現との関係については改めて考えてみたい。

返読文字を使用する宣命書きにおいては、表現に対するこのような様々な障害や制約が生じており、日本語の書記システムとしての限界があった。そして、『今昔物語集』あたりから次第に宣命書きは姿を消していくことになる。

## 注

1 「返読」並びに「返読文字」という用語は学校教育によるものであり、本稿ではこの用語を用いる。後で参考にする岩波書店『日本古典文学大系』『今昔物語集』では「反読」としている。また「倒読」とするものもある。

2 本稿では、『今昔物語集』の引用にあたっては、これらの巻についても宣命書きのスタイルに改めている日本古典文学大系の山田孝雄他校注『今昔物語集（一〜五）』（岩波書店）を利用した。この巻のうち、東京大学国語学研究室蔵本では巻四、二十五、二十六の一部（一話から八話まで）は宣命書きになっている。これらの箇所を除いて、大系本が宣命書きに改めた巻についてはそれを参考にした。このような処置をとったのは、宣命書きの箇所と漢字片仮名交じり文の箇所との表現上の違いが見られるかもしれないからである。举例にあたり、宣命書きの箇所と漢字片仮名交じり文の箇所と同じような例が見られる場合は宣命書きの箇所を優先した。なお宣命書きの引用にあたっては会話の引用符は省略した。送り仮名については小書き双行になっているものについても、印刷の際に誤りが生じる危険性があるので本稿では双行にはしなかった。

3 なお助動詞の定義ならびにその範囲については様々な考え方があがるが、本稿はその点を明らかにしようとするものではないので、学校教育で行われている古典文法の助動詞として話を進めていく。ただし、本稿では承接の関係を重視するので敬語の補助動詞も助動詞の扱いをする。

4 用例については山田孝雄『平安朝文法史』（宝文館出版 一九五三年）の「複語尾相互の承接」(21頁)を参考にした。ただし、『源氏物語』葵の例の「らる」は自発の意である。この承接については、五・一「ル・ラルとス・サスとの承接」で詳しく扱う。

5 検索にあたっては、上田英代他『源氏物語語彙用例総索引 付属語篇 全五巻』（勉誠社 一九九六年）を利用した。また引用は『日本文学全集 源氏物語（一〜六）』（小学館 一九七〇〜七六年）を使用した。

6 『源氏物語大成』によれば、次に挙げてある鈴虫の箇所は、別本系の保坂本では「あるへかりけるを」、また阿里莫本と麦生本では「有へきを」となっている。

7 『平家物語』（高野本）では、ツベシの用例は十例であるのに対しベカリツは五例である。ツベシの十例の内訳は他の文四例・願文一例・会話文四例である。それに対し、ベカリツの五例はすべて会話文での使用である。用例の検索にあたっては、近藤政美他編『平家物語（高野本）語彙用例総索引』（勉誠社 一九九八年）を利用した。

8 拙稿「敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順」(『日本文学ノート』四十五号 宮城学院女子大学日本文学会 二〇一〇年)参照。

9 「不」についても同様な問題が生じるが、「不」の場合は後述するようにズなどを送り仮名として書き記すことができる。

・安高、内<sup>二</sup>候<sup>ケルガ</sup>、従者<sup>ノ</sup>不見<sup>エザリケレバ</sup>  
 ・絵書<sup>タル</sup>扇<sup>ヲ</sup>指隠<sup>シテ</sup>顔<sup>ヲ</sup>吉<sup>クモ</sup>不見<sup>セシ</sup>  
 (卷二十七 三十八話)

10 日本文学大系本の調査によると、漢字片仮名交じり文の流布本しか残っていない卷十一、二十三、二十四、二十五、二十六は逆に送り仮名を施すことが少ない。これらの漢字片仮名交じり文においても返読文字が使用されているが、ここでは宣命書きの書記システムにおける約束事が忘れられたのであろう。

大系本の第四冊の解説において、次のように説明している(数値は省略した)。卷二十七、卷二十二は第三冊の卷十二・十



五・十七とほぼ等しく、儼然たる古本の姿が知られる。卷十九、卷二十はこの順で古本の姿が失われている現状を示すものと思われ、第三冊の卷十四・十六に匹敵する。卷二十三、卷二十五、卷二十四はこの順に類れ傾いた流布本の姿を示し、殊に二六は卷十一と伯仲する。

11 「じ」「まじ」は訓点資料にはあまり使用されていないようである。築島裕（一九六九）には「じ」の訓点資料の用例は示されていない。

12 卷六〇十については全体数が不明なので、『今昔物語集』全体における比率はわからない。

13 なお『平家物語』には次のような例が見られるが、「まゐらす」が当時既に一語化していたのであろう。

・ 其後は在所を焉とも知りまいらせざりつるに

（卷一 祇王）

14 状態性の複語尾とはル・ラル（上代ではユ・ラユ）のこと、発動性の複語尾とはス・サス・シムのことである。

15 小田（二〇〇八）によれば、ラレサスは『源氏物語』の浮舟の用例以外に、小田氏の調査範囲では他に『和泉式部日記』に一例見られるだけである。

・ 故宮のはてまでそしられさせ給ひしも

16 古記録の用例は東京大学史料編纂所のデータベースを利用した。

17 『岩波古語辞典』や『旺文社古語辞典』など小型版の辞書においても「恥しむ」が見出し語として採用されている。『今昔物語集』と成立時期の近い『類聚名義抄』でも「媿」「詬」「辱」の三字にハヂシムの和訓が施されているので、『今昔物語集』の当時においては一語化していたようである。

18 堀畑（二〇〇七）では、この例は（サ）セラルの例として挙げられていない。『今昔物語集』の「（サ）セラル」は12例（294頁）となっているが、それらには実際には（サ）セラルの用例ではない。237〜238頁に12例すべての用例が示されているが、「以（遣など）く被（ラル）の文型」を持つものであり、いずれの訓みも（サ）セラルではなくてくテくラルとなっている。この例の卷十・三十二話は、堀畑（一九四三）ではシムとス・サスとが混在している話として指摘されている。

参考文献

- 大野晋（一九七七） 「日本語の助動詞と助詞」 『岩波講座日本語七 文法Ⅱ』 岩波書店
- 小田勝（二〇〇八） 「中古和文における助動詞の相互承接について」 『岐阜聖徳学園大学紀要』 四十七
- 大野晋他（一九七四） 『岩波古語辞典』 岩波書店
- 小谷泰博（一九八〇） 「宣命体における返読と送り仮名」 『奈良教育大学国文』 四（後に『木簡と宣命の国語学的研究』 一九八  
六 和泉書院 所収）
- 築島裕（一九六九） 『平安時代語新論』 東京大学出版会
- 中田祝夫（一九六九） 『東大寺諷誦文稿の国語学的研究』 風間書房
- 堀田要治（一九四三） 「今昔物語集に於ける使役の助動詞ス・サス・シムについて」（橋本博士還暦記念国語学論集） 岩波書店
- 堀畑正臣（二〇〇七） 『古記録資料の国語学的研究』 清文堂
- 山田孝雄（一九五二） 『平安朝文法史』 宝文館出版

使用テキスト

- 山田孝雄他校注『今昔物語集（一く五）』（日本古典文学大系 岩波書店） 一は一九八八年十六刷、二は一九八八年十四刷、三は  
一九八八年十二刷、四は一九八八年十五刷、五は一九八八年十四刷を使用した。
- 東京大学国語研究室編『今昔物語集（一く六）』（汲古書院 一九八四く一九八六年） なお、二十八、三十、三十一巻を所収して  
いる第七巻は未刊。

付記

本稿は、二〇一〇年三月に香川大学で行った膠着語研究会の台宿で発表した内容をまとめ直したものである。その台宿において、

注8に挙げた「敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順」（『日本文学ノート』45号）として掲載した内容と、この論考の二つについて発表した。研究会の御蔭で、前稿並びに本稿をまとめることができた。メンバーに感謝申し上げる。